

産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、昨今の物価高騰の影響を受ける県内産地魚市場の卸売業者の経営基盤の強化を図るため、県内産地魚市場の卸売業者が行う、産地魚市場の運営経費の削減に向けた省エネルギー、省人化、業務効率化につながる機械設備等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「産地魚市場」とは、地方卸売市場として県の認定を受けた市場のうち、取扱品目に水産物を有し、現に水産物が水揚される市場をいう。

(交付対象等)

第3 この要綱における補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

(補助金の額等)

第4 補助事業者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表3のとおりとする。

2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書（様式第1号－別紙1）
- (2) 事業費積算明細書（様式第1号－別紙2）
- (3) 上記（2）の金額が確認できる書類（見積書等）
- (4) 事業スケジュール（様式第1号－別紙3）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号－別紙4）
- (6) 発行から3か月以内の現在事項全部証明書
- (7) 県納税証明書（発行から3か月以内で、全ての県税に未納が無いこと）
- (8) 購入する機器類等のカタログ又は諸元表
- (9) その他知事が必要と認める書類

3 次の各号のいずれかに該当する補助事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 補助金の交付対象となる事業について、他の補助金を受ける場合
- (2) 過去に国及び県等から補助金を受け整備し、処分制限期間を超えていない設備を再更新する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
- (4) 交付申請時に宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者
- (5) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (6) 県税に未納がある者
- (7) その他補助が適当でないと知事が認める者

4 知事は、前項第4号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長あて照会することができる。

（申請の際の消費税及び地方消費税）

第6 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、規則第3条第1項の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第6条により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第6条のただし書により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。
 - ア 補助対象経費の30%以内の減額又は経費間の変更である場合
 - イ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第4号により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(補助事業の経理等)

- 第9 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(交付決定前着手)

- 第10 補助事業の着手は、原則として規則第7条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ様式第5号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。この場合、補助事業者は理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

(遂行状況報告)

- 第11 規則第10条の報告について、知事が補助事業の遂行状況の報告を求めた場合、補助事業者は、知事が指定する期日までに、様式第6号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

- 第12 規則第12条第1項の補助事業実績報告書は、様式第7号によるものとする。
- 2 規則第12条第1項の規定により補助金実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業実績書（様式第7号一別紙1）
 - (2) 事業費支出明細書（様式第7号一別紙2）
 - (3) 事業実績一覧（様式第7号一別紙3）
 - (4) 見積書、契約書または請書、納品書（完了届）、請求書及び領収書等の写し
 - (5) 完成写真（機器類等を購入した場合）
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から1か月を経過した日又は知事が指定する期日のいずれか早い日までとする。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第13 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第14 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

2 前項ただし書による補助金の概算払で補助金の交付を受けようとする補助事業者は、様式第8号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分等)

第16 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等(以下「財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

2 規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、重要な器具その他の財産とする。

3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでに、取得財産等を取り壊し又は廃棄し、他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供するときは、様式第10号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

4 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(成果報告)

第17 補助事業者は、補助事業の完了後において、知事から当該補助事業に係る成果等について報告を求められた場合は、知事が指定する様式により、知事に報告しなければならない。

(成果等の発表)

第18 知事は、補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の成果等を公表

することがある。

(その他)

第19 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 (第 3 条第 1 項関係)

補助事業者	補助事業内容
県内産地魚市場の 卸売業者	県内産地魚市場の運営経費の削減に向けた省エネルギー、省人化、業務効率化につながる機械設備等の導入

別表 2 (第 3 条第 2 項関係)

経費区分	内容
設計費	事業に直接必要な機械装置の設計費
設備費	事業に直接必要な機械装置等の購入に要する経費
工事費	事業に直接必要な機械装置等の据え付け、既存設備の撤去に要する経費
その他経費	事業に直接必要なその他の経費

別表 3 (第 4 条第 1 項関係)

区分	補助限度額	補助率
1 地方卸売市場気仙沼市魚市場 2 女川町地方卸売市場 3 石巻市水産物地方卸売市場 (石巻売場) 4 地方卸売市場塩竈市魚市場	500万円/産地魚市場	補助対象経費の 2分の1以内
5 南三陸町地方卸売市場 6 石巻市水産物地方卸売市場 (牡鹿売場) 7 地方卸売市場宮城県漁業協同組合 七ヶ浜支所花淵浜魚市場 8 地方卸売市場宮城県漁業協同組合 仙南支所 (閑上) 魚市場 9 地方卸売市場宮城県漁業協同組合 仙南支所 (巨理) 魚市場	100万円/産地魚市場	

産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者名

産地魚市場省エネ設備等導入支援事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の概要

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- | | |
|------------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) (1)のうち補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

3 補助事業完了予定期日

年 月 日

4 関係書類

- (1) 補助事業計画書(様式第1号-別紙1)
- (2) 事業費積算明細書(様式第1号-別紙2)
- (3) 上記(2)の金額が確認できる書類(見積書等)
- (4) 事業スケジュール(様式第1号-別紙3)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第1号-別紙4)
- (6) 発行から3か月以内の現在事項全部証明書
- (7) 納税証明書(発行から3か月以内で、全ての県税に未納が無いこと)
- (8) 購入する機器類等のカタログ又は諸元表
- (9) その他知事が必要と認める書類

3 経費の内訳

(単位：円)

区分	総事業費	補助対象経費	補助金申請額	自己負担額
設計費				
設備費				
工事費				
その他経費				
合計				
消費税				
総計				

※補助金申請額は、千円未満を切り捨てし、記入すること。

事業費積算明細書

(単位：円)

経費項目	積算明細	金額
	内容・数量	
設計費		
設備費		
工事費		
その他経費		
合計		

※必要に応じて、行を追加すること。

事業スケジュール

	事業内容（取組内容）	備考
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		

事業完了日（予定）： 年 月 日

誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 補助事業者として不適当な者
 - (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
 - (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事 殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

「役員等名簿」

事業者名	
担当者 役職・氏名	
電話番号	

人数	氏名(フリガナ)	氏名(漢字)	生年月日(半角)				性別 男・女	商号又は名称	住所 (本社住所)
			元号	年	月	日			
例	ミヤギ タロウ	宮城 太郎	明治・大正 昭和・平成	47	11	11	男・女	(株)〇〇〇〇	仙台市〇〇〇〇1-1-1
1			明治・大正 昭和・平成				男・女		
2			明治・大正 昭和・平成				男・女		
3			明治・大正 昭和・平成				男・女		
4			明治・大正 昭和・平成				男・女		
5			明治・大正 昭和・平成				男・女		
6			明治・大正 昭和・平成				男・女		
7			明治・大正 昭和・平成				男・女		
8			明治・大正 昭和・平成				男・女		
9			明治・大正 昭和・平成				男・女		

※現在事項全部証明書に記載の役員、監査役等をすべて記入すること。

産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け宮城県（水振）指令第 号で産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

変更前	変更後

3 添付資料 ※変更した資料を添付すること

- (1) 事業計画書（様式第1号－別紙1）
- (2) 事業費積算明細書（様式第1号－別紙2）
- (3) 上記（2）の金額が確認できる書類（見積書等）
- (4) 変更後の事業スケジュール（様式第1号－別紙3）
- (5) 購入する機器類等のカタログ又は諸元表
- (6) その他関係資料

産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け宮城県（水振）指令第 号で産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日（から 年 月 日まで）

産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金
補助事業遅延等報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け宮城県(水振)指令第 号で産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業の完了見込み
- 6 添付資料(遅延等の理由を立証する書類)
別添のとおり

交 付 決 定 前 着 手 届

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

年 月 日付けで交付申請をしている産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金について、下記のとおり交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、または交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 事業の概要

2 交付決定前に着手する理由

3 着手（予定）年月日

年 月 日

産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金
遂行状況報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け宮城県(水振)指令第 号で産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 上記1に要した経費
- 3 概算払済額

産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金
実績報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け宮城県(水振)指令第 号で産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の成果等

様式第7号-別紙1から3のとおり

2 補助事業に要した経費及び補助金実績額等

(1) 補助事業に要した経費	円
(2) (1)のうち補助対象経費	円
(3) 補助金実績額	円
(4) 既受領額	円

3 補助事業完了年月日

年 月 日

4 添付書類

- (1) 補助事業実績書(様式第7号-別紙1)
- (2) 事業費支出明細書(様式第7号-別紙2)
- (3) 事業実績一覧(様式第7号-別紙3)
- (4) 見積書、契約書または請書、納品書(完了届)、請求書及び領収書等の写し
- (5) 完成写真(機器類等を購入した場合)
- (6) その他知事が必要と認める書類

5 振込口座

- (1) 金融機関(店舗)名
- (2) 口座番号(普通・当座の別)
- (3) 口座名義人(フリガナ)

事業費支出明細書

(単位：円)

経費項目	積算明細	金額
	内容・数量	
設計費		
設備費		
工事費		
その他経費		
合計		

産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金
概算払請求書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け宮城県（水振）指令第 号で産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり金 円を概算払いにおいて交付されたく請求します。

記

1 交付決定額
金 円

2 概算払受領済額
金 円

3 今回請求額
金 円

4 残額
金 円

5 概算払が必要な理由

6 振込口座

- (1) 金融機関（店舗）名
- (2) 口座番号（普通・当座の別）
- (3) 口座名義人（フリガナ）

産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け宮城県()指令第 号で産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額
金 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)
金 円

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の8%または10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金
取得財産の処分承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)
住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け宮城県(水振)指令第 号で産地魚市場省エネ設備等導入支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業により取得等した財産を、下記のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法(売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。)
- 4 処分の理由